

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

| | | |
|-----------|--------------|---|
| 発注種別 | 舗装工事 | ・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。 |
| 格付等級 | A又はB | |
| 許可業種 | 舗装工事業 | ・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 |
| 地域要件 | 隣接3管内（喜多方建設） | <ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内、喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又は県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・隣接3管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負資格業者名簿に記載された委任先をいう。 |
| 技術者の工事経験 | 必要なし | <ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）になる場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 |
| 企業の工事实績 | 必要なし | ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。 |
| 企業の工事規模実績 | 必要なし | ・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 |
| JR近接工事 | 該当なし | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。 |

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をすること。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

| 項目 | 期間又は期日 | 場所等 |
|---------------|--|---|
| 設計図書等の閲覧等 | 令和6年5月23日(木) ~ 令和6年6月18日(火) | 電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）です。 |
| 設計図書等の質問 | 令和6年5月23日(木) ~ 令和6年5月28日(火) | 耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地 福島県猪苗代土木事務所 総務課 電話番号 0242-62-3102 電子メール inawashiro.doboku@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。 |
| 質問の回答予定 | 令和6年5月31日(金) | 福島県会津地方振興局出納室ホームページ 入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。 |
| 入札参加受付（電子入札） | 令和6年6月5日(水) 午前9時00分 ~ 令和6年6月6日(木) 午後5時00分 | 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）となります。 なお、総合評価方式に該当する場合、技術提案書は、入札参加受付の際に添付ファイルとして提出してください。 |
| 入札書等の提出（電子入札） | 令和6年6月17日(月) 午前9時00分 ~ 午後5時00分 令和6年6月18日(火) 午前9時00分 ~ 午後3時00分 | ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の午前9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。 |
| 開札（電子入札） | 令和6年6月20日(木) 午前10時00分 | 左記開札後、開札結果を以下の場所で終日公開する。 会津若松市追手町7番5号 福島県会津若松合同庁舎 新館2階 出納室前廊下 |
| 落札者の決定予定日 | 令和6年6月26日(水) | |

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適合の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事
本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行該当工事
この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成27年9月1日)を適用し積算している工事である。(技術管理課HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/sinsai-fukkou-sekisan.html> 参照)
- (3) 週休2日確保モデル工事
本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』(技術管理課HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html> 参照)の対象工事である。受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。
入札公告に定めのない事項については、特記仕様書によるものとする。
- (4) 建設キャリアアップシステム活用工事
本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
(実施要領は、技術管理課HPを参照のこと)
受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- (5) フレックス工事
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県会津地方振興局出納室

電話番号 0242-29-5472

電子メール aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

提出する書類一覧表

| 提出書類 | 入札参加受付時 | 入札書等提出時 |
|---------------------------------|-----------|---------|
| 技術提案書 | ○(注1)(注2) | |
| 入札書 | | システムに入力 |
| 見積内訳書 | | ○(注1) |
| 見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号) | | ○(注1) |

※ 電子入札における留意点

(注1) 添付するファイルを間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注2) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。